

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (112)（略） (113) (Z) —ニ—「ニ—フルオロ—五—（トリフルオロメチル）フェニルチオ」—ニ—「三—（ニ—メトキシフェニル）—・三—チアゾリジン—ニ—イリデン」アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれ含有する製剤 (114) (145) (略) 十二〇三十二の二（略） 三十二の三 二・ニ—ジメチル—ニ・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピルスルフエナモイル」—N—メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれ含有する製剤。ただし、二・ニ—ジメチル—ニ・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピルスルフエナモイル」—N—メチルカルバマート六%以下を含有</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (112)（略） (113) (144) (略) 十二〇三十二の二（略） 三十二の三 二・ニ—ジメチル—ニ・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピルスルフエナモイル」—N—メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれ含有する製剤。ただし、二・ニ—ジメチル—ニ・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピルスルフエナモイル」—N—メチルカルバマート一%以下を含有</p>

するものを除く。
三十三〜六十七 (略)

するものを除く。
三十三〜六十七 (略)